

(様式1)

太教総 第 250 号

令和 元年12月18日

文部科学大臣 殿

設置者名

大阪府南河内郡

太子町長 浅野 克己

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

太子町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度(1年間)

(担当)

太子町教育委員会教育総務課

住所 大阪府南河内郡太子町山田88

電話 0721-98-0300

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

--

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

トイレの全面改修。 トイレの具体的な改修内容として和式便器から洋式便器、床を湿式から乾式、小便器の洗浄を手動から自動センサー、手洗い場の蛇口を手動から自動センサー
--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		2 校
中学校		1 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		1 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	3 箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	1 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	無し	令和元年度末
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無し	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、事後評価を町のホームページ等で公表していく予定。</p>
---

